

体育大会・運動会の実施について

体育大会・運動会の実施においては、次の事項を参考にし、各学校（園）において工夫して実施すること。その際、感染防止対策等を保護者等に示すなど、保護者等の理解を得ること。

- 1 半日開催等、実施内容や方法等の工夫を行うこと。
- 2 開閉会式での幼児・児童生徒の整列、幼児・児童生徒による応援については、人が密集しないよう工夫すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症のリスクレベルが「レベル5（厳戒警報）」であり、本市において医療非常事態宣言が出ている現段階では、保護者による参観を控えることとする。今後、リスクレベルが低下した場合は、保護者等の参観について検討し、お知らせ致します。
- 4 実施困難な場合は、延期の措置をとること。